

< 国内情勢 >

疑惑から目を背けるな！
埼玉自民党県議団内部の汚泥を一掃しよう！

— 政務活動費の不正受給は税金を盗み取る「詐欺罪」 —

◆ 政務活動費「不正受給」疑惑の闇 ◆

今井絵里子との「不倫」報道で男を下げた神戸市議

昨年（2017年）夏、SPEEDの今井絵理子との不倫疑惑を週刊誌に報じられた兵庫県の橋本健市議のことをご記憶だろうか。不倫疑惑が噴出した際、シングルマザーの今井絵理子が「一線は越えていません」と強弁したのに反し、妻子持ちの橋本健が不倫を認め、世の女性たちから総スカンを喰らってしまった。

女が認めていないのに男が暴露するなんて、男の風上にも置けないサイテー男ということらしい。ネット上にはホンモノか合成写真か不明だが、二人のキス・シーンまで流出。すっかり「男を下げた」橋本健にさらなる追い討ちが待っていた。政務活動費の不正受給疑惑である。

週刊誌報道によると、橋本健市議は「ハシケン通信」というチラシを2010年から14年までの5年間で12回発行。そのうち8回をA社という印刷業者に発注し、720万5330円の政務活動費を支払っていた。ところがこの「ハシケン通信」そのものが存在しなかったらしい。橋本市議のHPには「ハシケン通信」のPDF版が3回ほど載っていたが、残りは姿すら見られない。その後のマスコミの取材やネット上に溢れる「政務活動費不正受給」情報に、橋本市議はおろおろするばかり。橋本市議は自民党神戸から辞任を勧められ、自民党を離党したうえで、8月末には議員を辞職。

市議会は印刷代として支払われていた政務活動費総額約900万円について詐欺罪で告発。警察の捜査で新たに400万円が不正だった疑いが浮上。

いずれも印刷代として支払われていたものだった。

兵庫県警は約 1300 万円の政務活動費不正受給として今年（2018 年）2 月 6 日に橋本健市議を書類送検している。実は橋本健氏は自民党兵庫県連の期待の星で、次期衆院選に出馬が囁かれていた人物。党県連が期待した大物ではあったが、政務活動費不正受給はすべてをフッ飛ばしてしまった。

たび重なる「政務活動費不正受給」

同じ兵庫県では 2014 年に架空出張で政務活動費を不正受給し、「号泣会見」をした野々村竜太郎県議（当時）の例もあった。ちなみに野々村県議は政務活動費計 1834 万円と利息 89 万円を返還し、辞職。懲役 3 年（執行猶予 4 年）の判決を受けている。2016 年には富山市議会で、白紙領収書に勝手に金額を書き入れたり、領収書を偽造して 4000 万円の政務活動費を不正受給したとして市議 14 人が辞職。宮城県議会では議長が白紙領収書で政務活動費を不正に受け取ったとして辞任に追い込まれている。

地方議員の収入は「報酬」と「手当」の 2 本建てだが、日本だけに限らず多くの国では「報酬」より「手当」が圧倒的に多い。日本の場合、報酬は都道府県、市町村によりバラつきがあるが、基本的には「地方自治体の職員と同額レベル」である。いっぽう各種手当では「国会議員並み」を目指して増額され続けている。

全国市民オンブズマン連絡会議が 2016 年に 47 都道府県、20 の政令市議会、47 の中核市議会、計 114 議会を調査した結果がある。それによると、交付された政務活動費をどれほど使ったかを表す「政務活動費執行率」は都道府県議会平均で 87.7% だった。政務活動費を 2 年連続で 100% 使い切っていたのは富山県議会。14 人の不正受給が発覚した市議会である。

政務活動費が 500 万円を超えていたのは 10 都道府県議会と 5 つの政令市議会の計 15。ベスト 10 を上位から並べると

1 位	東京都	720万円	6 位	埼玉県	600万円
2 位	大阪府	708万円	6 位	愛知県	600万円
3 位	京都府	648万円	6 位	福岡県	600万円
4 位	神奈川県	636万円	9 位	静岡県	540万円
4 位	北海道	636万円	9 位	兵庫県	540万円

となっている。

埼玉県議会が堂々の全国第6位に入っているのは、胸を張るべき快挙なのか、それとも首を傾げるところなのか。県民性が問われるところかもしれない。

政務活動費不正受給に厳しい目を

今井絵理子と橋本健の不倫疑惑が週刊誌に出る直前、神戸市議会ではベテラン市議3人が政務活動費不正受給の詐欺容疑で神戸地検に起訴され、辞任に追い込まれている。不正額は3人で2300万円。橋本健市議はこれに続いた形だが、神戸市議会では政務活動費の不正受給は当たり前のようになっていたとの指摘もある。市議全員に「悪いことをしている」という意識がなくなっていたのかもしれない。

先に述べた市議14人が揃って不正受給をしていた富山市議会の例もそうだが、地域によっては市議…県議…党県連といった規模で「不正が当たり前」のことになっているようだ。政務活動費は略して「政活費」というが、地方議員の中にはこれを「生活費」と同様に受け取っている無責任議員もいるという。

悪性インフルエンザにも似て、「不正受給」がその地域に蔓延してしまうのだ。地方議会は、なり手不足にあえぎ、党県連・党市連などが地方議員に甘くなる下地がある。また地方議員の議員活動は住民から見えにくく、行政のチェック機能が果たせていない感も強い。これを糺すには、市民・県民の厳しい目が必要なのだが現実には市民はそれぞれ自分の生活に追われ、税金額には文句をいうが税金の使い道をチェックする気力などない。

それぞれの地域に根を張るボランティア活動家や、行政を監視する市民団体などの活動に期待するしかない。こうした草の根的な監視体制こそ、地方に浄化作用を生み出す芽であり、それを応援する市民の力によって地方が劇的に生き返る。また、政務活動費の不正受給に関しての疑念・疑惑に、いかに対応するかが党支部・党議団・党連合体に求められる。

政務活動費の不正受給に対する追及は、2014年の「号泣」野々村県議以降、各地で活発化しており、これまでと違って主要新聞…テレビ局…週刊誌も追及に前向きである。今がチャンスなのだ。地方を再生するためには、今こそ地方議員の活動に目を向けるときなのだ。

朝日・毎日・読売といった大手新聞もここ2、3年、政務活動費全国調査を展開している。各新聞社の調査から浮かび上がってきた「政務活動費不正受

給」は多岐にわたり、地方議員があの手この手を駆使して税金をかすめ盗ろうとしている実態が見えてくる。こうしたなか、目立って多いのが交通機関の領収書や宿泊領収書を不要としている「架空出張」。それに続いてチラシや活動報告書の「印刷代」である。さらに正体も人数も不明の「人件費」「事務所使用料」等の名目で親族、身内などに支払われる費用である。そういわれてみれば、野々村県議は架空出張だったし、橋本市議は印刷代だった。こうした費目には議員自身も疑惑を持たれないよう細心の注意を払うべきであり、議員を指導する立場にある党県連・党議団なども同様である。

「三たび中野英幸県議の政務活動費不正受給問題を問う」

本紙は過去2度にわたり、自民党所属の中野英幸県議の「政務活動費不正受給疑惑」を報道してきた。

① <緊急特報！> 2017年10月31日

中野英幸埼玉県議会議員の政務活動費不正受給疑惑…

中野英幸氏に対する「本紙公開質問書と同氏のデタラメ回答を公開！」

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe37

② <政務活動費の不正受給疑惑から未だに逃げたまま！> 2018年2月5日

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/2018020501.pdf

本紙は中野英幸県議の政務活動費に関して「公開質問状」を2017年10月18日付けで送付した。詳細は上記①の紙面をご覧ください。主な質問項目（内容）は以下である。（詳細は上記①をご参照ください。）

- 1)平成26年度「県政報告 2014-3-March 印刷代並びに配布代」
- 2)平成26年度「県政報告製作費 中野ひでゆき 2014-8月号」データ作成・印刷料
- 3)平成26年度「ホームページ更新代金」
- 4)平成27年度「広報製作費 中野ひでゆき県政報告 はがき2016・1」
- 5)平成27年度「広報紙製作費 中野ひでゆき2016-3-March」データ作成・印刷料
- 6)平成27年度「広報紙折込料」
- 7)平成28年度「自民党県議団ニュース 印刷代の支出」

- 8)平成 28 年度「県政報告紙印刷代 中野ひでゆき2017-3-March」印刷
- 9)平成 28 年度「中野ひでゆき県政報告 朝刊チラシ配布代の支出」
- 10)平成 28 年度「県政報告紙郵送代の支出」
- 11)「職員給与の支払い」について
- 12)3名の「政務活動専従者の必要性」
- 13)「事務所費等、他の経費区分」

これに対して本紙が提示した回答期限の 10 月 28 日付けで「中野英幸事務所」から F A X と回答書が届けられたが、「中野英幸事務所」を名乗る存在が本当に中野英幸の代理人である証明はないし、中野英幸本人の署名もない。しかも、はぐらかしているというか、意図的に質問の意味を取り違えたものか、あるいは無知なのか、回答になっていないのである。

政務活動費は政治活動に使用することができないという大原則があるにも関わらず、回答には「政治活動の自由の観点から…回答は差し控えます」と逃げ口上としても納得できぬいい加減さである。

地方自治法には「政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする（100 条 16 項）」と記されており、政務活動である以上、広報誌の配布枚数や配布先等を回答しなければならない。中野英幸はこれを無視している。「県政報告郵送代」に関しても疑惑ばかりが目立つ。後援会また支援者の市民に広報活動をすることは、政務活動ではなく政治活動であるから政務活動費の使用はできない。

政務活動専従者に関しても疑惑がある。職員の雇用があるからには、中野県議は当然ながら源泉徴収票を保持している。この源泉徴収票は 3 人個人のものではなく、3 人分の源泉徴収票なのだから、プライバシーは関係ない。また、政務活動費を充当しているからには、個人のプライバシーなどということとはできない。源泉徴収票を提示できないということは、3 人の職員の雇用は架空であると推測するのが当然である。

政務活動にかかる事務所の問題に関しても同様で、実家の和菓子店を「中野英幸県政事務所・中野ひでゆき後援会」として使用し、さらに「元衆議院議員の父・清氏の個人事務所」そして「自民党川越支部」も同所に置いてある。

この不透明さは誰の目にも明らかであり、誰が見ても不自然である。

詳細は本紙ホームページ 10 月 31 日

「中野英幸埼玉県議会議員の政務活動費不正受給疑惑」をご覧ください。
(http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe37)

自民党は襟を正して疑惑を一掃せよ

自民党埼玉県支部連合会のホームページの終わり 3 行の文面は、県民にとり「責任ある政党として」中野英幸県議による「政務活動費不正受給疑惑」と「反党行為」に関して、早急に取り組んで戴かねばならない重要な文言である。『これからも県政発展のため責任ある政権政党として一層の努力を重ねてまいりますので、皆様のご支援を自由民主党に賜りますよう心よりお願い申し上げます。』

自由民主党埼玉県支部連合会は、中野英幸県議による政務活動費「疑惑の真相」を徹底的に究明すべきである。県内の自民党支持者が持つ疑惑を放置しておくことは、自民党にとってマイナスであることは明白で、この疑惑を明らかにすることは自民党の政党としての義務である。党所属議員の疑惑を明らかにすることは、県民のため、日本のために生きる政治家集団「自民党埼玉県連」の本来の姿であり、自民党埼玉県連の存在意義である。

本紙は、公開質問書に対する中野英幸県議よりの明白な回答を、未だ受け取ってはいない。本紙に届けられた「中野英幸事務所」からの F A X 並びに文書には中野英幸本人の署名もなく、怪文書として扱われて当然のシロモノである。もしこれがホンモノの中野英幸県議としての回答であるならば、それは政治信念に生きる者の誠意ある回答とは言えぬ、県民を侮（あなど）る杜撰なものだった。中野英幸県議の政務活動費不正受給疑惑は、当然ながら警察も動かざるを得ぬ重大な問題である。

本紙はまた、中野父子による自民党埼玉県連に対する反党行為に関し、さまざまな情報を提示した。歴然たる反党行為を行った人物を同党県議として存在させる環境を、英明なる埼玉自民党県議会議員各位が許しているものとは到底考えられない。

自民党県連は党内環境を一新する必要に迫られているものと推察する。許し難い反党行為、そして政務活動費不正受給疑惑などなど、この実態を整理し自民党県議団の政治信念を明らかにしなければ、政党存在の意義は失せるのだ。